

計量証明対象物質の分析法と計量機器又は装置一覧表

対象分野

対象物質	測定・分析方法		計量器等
(例1) 排ガスの窒素酸化物	厚・通省令1号 S57 環境庁告示48号	(例1) JIS K 0104 4.2 注射筒法	(例1) 光電分光光度計
		JISK 0104 5 JISK B 7982 5.4.2 化学発光方式	窒素酸化物自動測定器
		JISK 0104 5 JISK B 7982 付属書1 定電位電解方式	窒素酸化物自動測定器
(例2) 特定工場等騒音	S43 厚・農・通・運 告1号 H5 環告91改正	(例2) JIS Z 8731 環境騒音の表示・測定 方法	(例2) 普通騒音計 (JIS C 1502) 精密騒音計 (JIS C 1505) (国際電気標準 pub179) 同等以上の性能を有する もの
(例3) 特定建設作業振動	S51 総令第58号 H3 環令5改正	(例3) JIS Z 8735 振動レベル測定方法	(例3) 振動レベル計 (JIS C 1510) 同等以上の性能を有する もの

備考

1. 対象分野は、対象の状態「大気中」「水又は土壌中」「音圧レベル」等の区分を記載すること
2. 対象物質名は、正確に記載すること。不明確な略号は用いないこと。
3. 分析法は、特定できるように記載すること。また、分析法が複数ある場合はそのすべての方法を記載すること。
4. 計量器等は、付属部品等も記載すること。

登 録 申 請 用

氏名（法人にあつては名称）						
住所（本社所在地）						
計量証明に使用する特定計量器その他の器具機械又は装置	名称	製造者	型式	器物番号	性能又は能力	数量
	(例1) ガスクロマトグラフ	〇〇計器	GC-123	A12345	FID、ECD、FTD 検出器付	1
	窒素酸化物濃度計	△△計器	N-123	N23456	化学発効法 測定範囲：0 から 50、 100、500ppm	1
	標準ガス				法第 143 条の認定事業者が製造したものを使用（JCSS の証明書付）	各 1
	(例2) 普通騒音計	□□計器	N-111 (マイクロホン)	012345 (000123)	25～130db 31.5～8000Hz	3
	(例3) 振動レベル計	□□計器	V-111 (ピックアップ)	067890 (000567)	30～120db 1～90Hz	3

備考

1. 事業区分は、区分（濃度、音圧レベル、振動加速度レベル）ごとに作成すること。
2. ガラス電極式水素イオン濃度計は、指示計と検出器を区分して記載すること。
3. 騒音計のマイクロホン、振動計レベル計はピックアップも（）書で記載すること。
4. 使用する特定計量器（p h 計等）に必要な標準液、標準ガスも記載すること。
5. 特定計量器以外の計量器に使用する標準液（金属標準液）等も記載すること。

